

第 3 次 たなぐらまち 男女共同参画計画

～誰もが ともに支えあい
自分らしく輝ける まち～

令和 7年 3月
福島県 棚倉町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 男女共同参画社会とは	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の基本理念	4
6 計画の構成	4
7 計画の体系	5
8 S D G s（持続可能な開発目標）	6
第2章 棚倉町の現状	7
1 人口の推移	7
2 家族形態とライフスタイル	9
3 就業形態の推移	11
4 多様な分野への男女共同参画の現状	14
第3章 男女共同参画の推進に関する施策	15
基本目標1 地域社会における男女共同参画の実現	15
基本目標2 家庭生活における男女共同参画の実現	18
基本目標3 幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進	19
基本目標4 職場における女性活躍の推進	21
基本目標5 防災における男女共同参画の推進	23
第4章 計画の推進	24
1 計画の推進体制	24
2 計画の目標指標	25

参考資料

- 1 棚倉町男女共同参画推進町民会議委員名簿・・・・・・・・・・26
- 2 男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・27
- 3 男女共同参画に関する行政関係年表・・・・・・・・・・32
- 4 用語の解説・・・・・・・・・・38

第1章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会とは

平成11年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日公布・施行)

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。

また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務	地方公共団体の責務	国民の責務
● 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定 ● 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施	● 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ● 地域の特性を活かした施策の展開	● 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

男女共同参画社会のイメージ図

男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

職場に活気

- 女性の政策・方針決定過程への参画が進み、多様な人材が活躍することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮

家庭生活の充実

- 家族を構成する個人がお互いに尊重し合い協力し合うことによって、家族のパートナーシップの強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加

地域力の向上

- 男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域コミュニティが強化
- 地域の活性化、暮らし改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現

内閣府 HP より

2 計画策定の趣旨

少子高齢化による人口減少の到来、就業を取り巻く環境の変化、価値観やライフスタイルの多様化など社会が変化する中で、これらの変化に対応し、社会の活力を維持していくためには、男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

国では、令和2年12月に策定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の3つを柱とし、各分野における施策の基本的方向と具体的な取組、成果指標等を示しています。

また、2022年7月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は、146か国中116位で、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっており、より積極的な取組が求められています。

福島県では、男女共同参画基本法に基づき、平成13年3月に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定、平成14年3月には「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」を施行し、男女共同参画社会の推進に関する基本理念や施策等を定め、社会状況の変化や現状を踏まえて様々な取り組みが進められてきました。

当町においても国、県の方針に合わせて、平成19年3月に「たなぐらまち男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の形成推進に努めてきました。

しかしながら、防災分野や政策・方針など意思決定の場への参画や労働分野での女性の登用は伸び悩み、家庭や企業での取組では改善している場面も見て取れるものの、固定的な役割分担意識は、未だ根強く残っており、意識改革も道半ばの状況にあります。

このような状況を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成が一層図られるよう実効性のあるアクションプランとして「第3次たなぐらまち男女共同参画計画」を策定し、今後も引き続き男女共同参画社会づくりへの取組を総合的かつ計画的に推進していくものです。

3 計画の位置づけ

本計画は次のとおり位置づけます。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)「第7次棚倉町振興計画」をはじめとする町の計画との整合を図りながら男女共同参画社会実現を目指す個別計画です。
- (5)国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「ふくしま男女共同参画プラン」との調和を考慮し、策定した計画です。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

5 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法に基づき、次の4つを基本理念とします。

- (1)男女の人権の尊重
- (2)社会における制度又は慣行についての配慮
- (3)政策等の立案及び決定への共同参画
- (4)家庭生活における活動と他の活動の両立

また、すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会、家庭、学校、職場などあらゆる場でその能力を発揮し、みんなが笑顔で暮らしていくことのできるまちになることを目指すため、誰もが ともに支えあい 自分らしく輝ける まちを掲げ、基本理念の実現に努めます。

6 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 棚倉町の現状

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

第4章 計画の推進

7 計画の体系

本町における男女共同参画社会の実現に向けた施策をより分かりやすくするため、地域社会、家庭生活、学校教育(保育)、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、具体的な施策を示しました。

基本目標 1	地域社会における男女共同参画の実現
	1 政策・方針決定過程への女性参画の促進 2 男女共同参画社会に向けた意識啓発 3 あらゆるハラスメントの根絶 4 地域活動における男女共同参画の促進
基本目標 2	家庭生活における男女共同参画の実現
	1 共に築く家庭生活のための意識啓発 2 育児及び介護に関する社会的支援の充実 3 生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援
基本目標 3	幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進
	1 男女共同参画に関する理解の促進 2 キャリア教育の推進 3 健康のための教育の推進
基本目標 4	職場における女性活躍の推進
	1 職場における女性参画の促進 2 ワーク・ライフ・バランスの推進 3 農林業や商工業等の自営業における女性の積極的経営参画の促進
基本目標 5	防災における男女共同参画の推進
	1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

8 SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された「国際社会における2030年までの開発目標」です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構築され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、日本としても積極的に取り組んでいます。

世界を構成する1つの町である本町も、こうした世界規模の目標を十分に踏まえ、本計画においてもSDGsの実現を目指し、推進に取り組んでいきます。

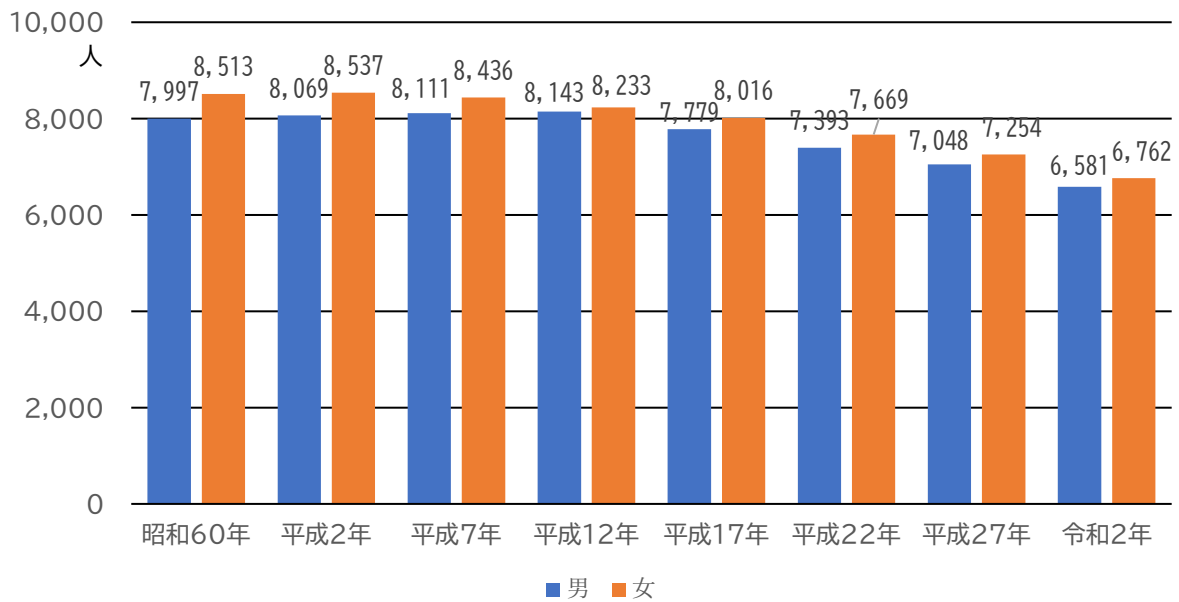


第2章 棚倉町の現状

1 人口の推移

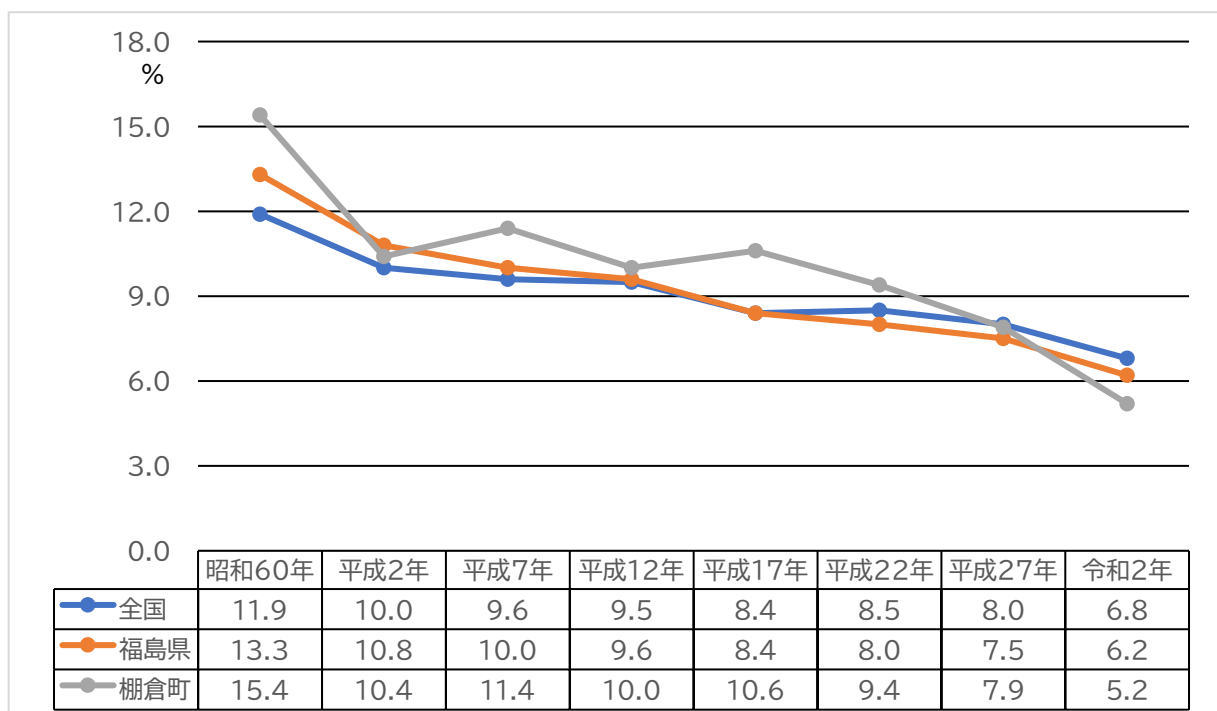
(1) 棚倉町の人口

本町の人口は、企業誘致等の施策により平成2年に16,059人まで増加しましたが、平成7年以降は減少に転じました。また、出生率については平成22年まで全国・福島県を上回っていましたが、平成27年の国勢調査から減少しています。



参考：国勢調査

(2) 棚倉町の出生率（人口千対）

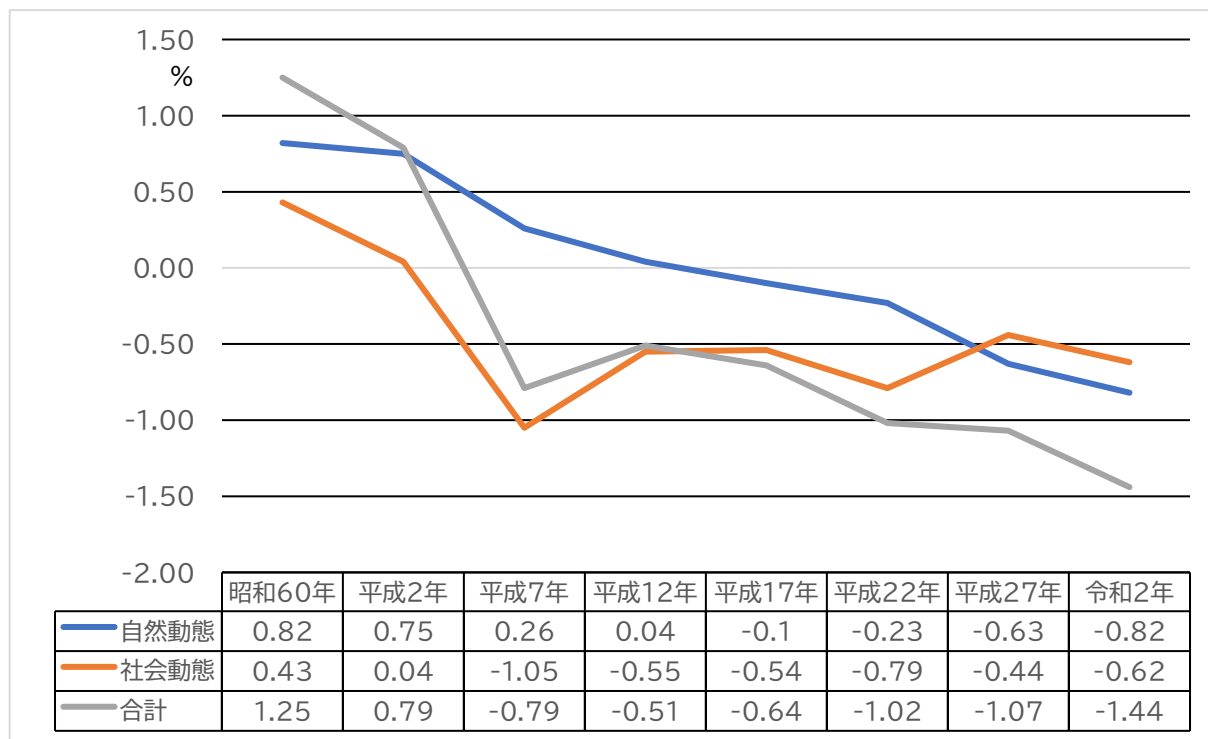


参考：国勢調査

(3) 棚倉町の人口の自然動態及び社会動態の推移

本町の昭和60年調査の人口の自然動態は0.82%でしたが、令和2年調査では△0.82%となり、減少に転じています。

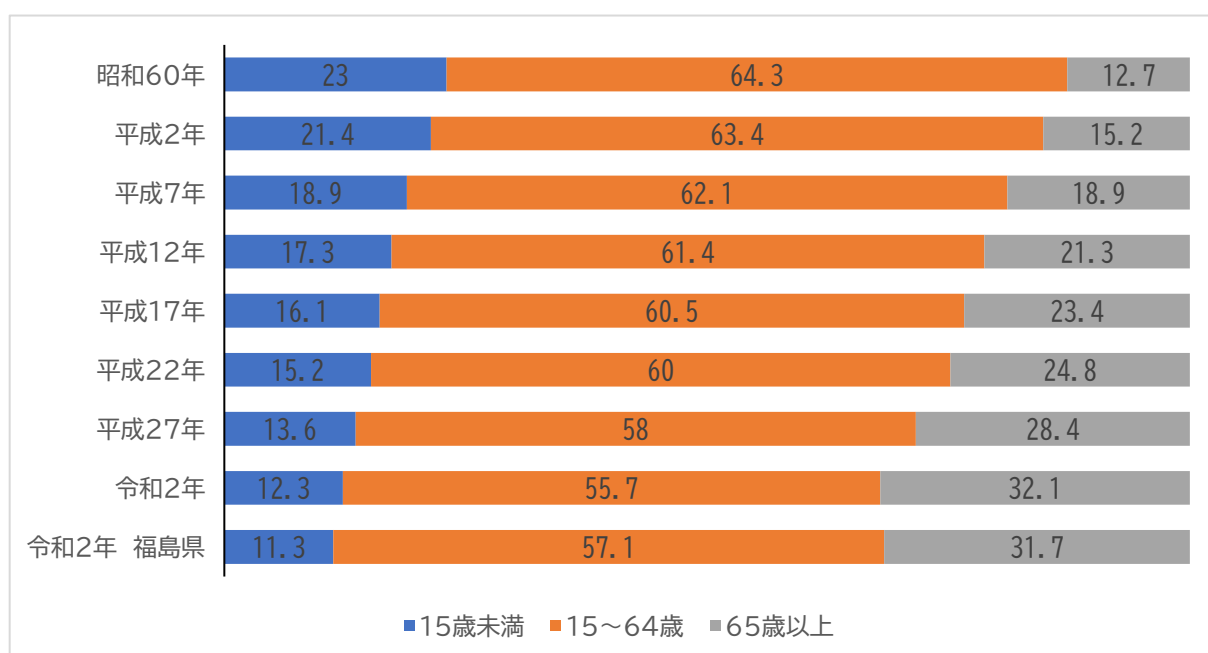
また、社会動態率は昭和60年調査時に0.43%であり、それ以降は減少傾向にあります。



参考：棚倉町統計書等

(4) 棚倉町の年齢階級別（15歳未満・15～64歳・65歳以上）人口の推移

本町の年齢階層別(3区分)人口構成比については、福島県全体とほぼ同じ状況ですが、15歳未満の割合が年々減少する一方、65歳以上の割合が年々増加し、確実に高齢化が進んでいます。



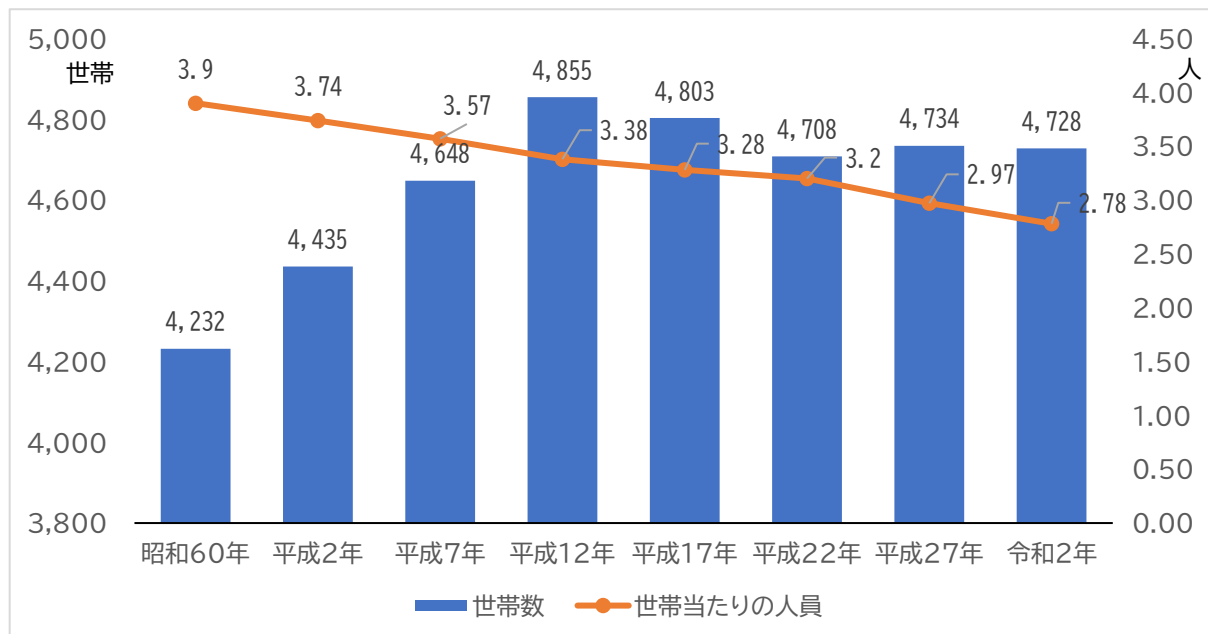
参考：棚倉町統計書等

2 家族形態とライフスタイル

(1) 棚倉町の世帯数・一世帯当たりの平均人員の推移

本町の令和2年の調査における世帯数は、4,728世帯で昭和60年調査と比べると496世帯が増加しています。

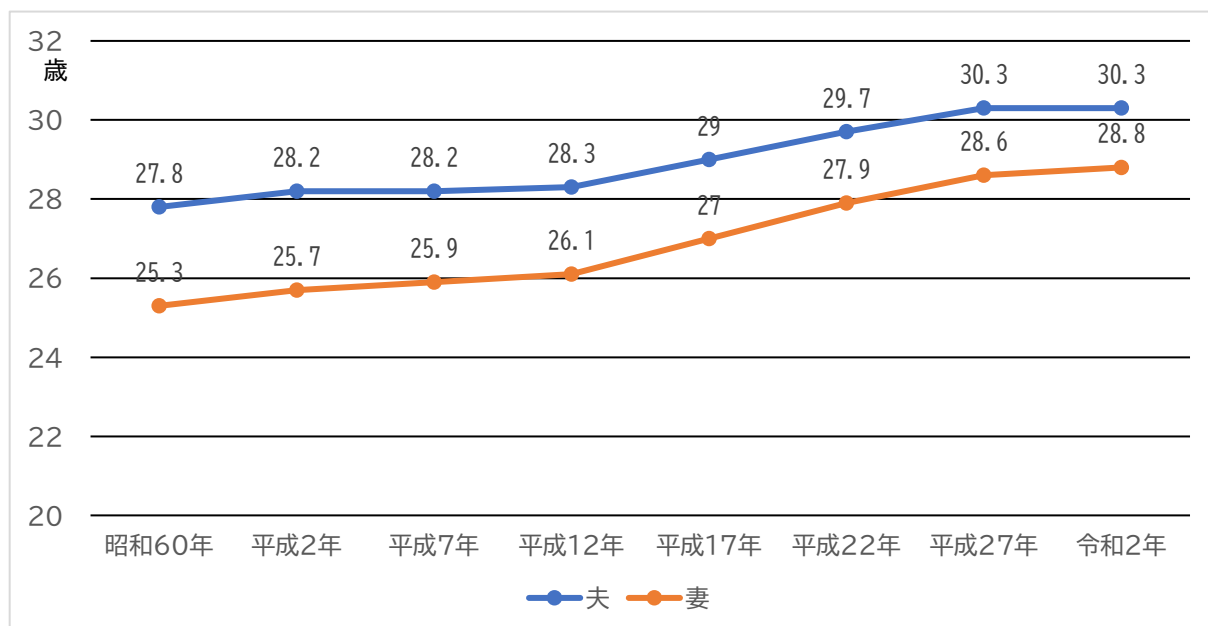
一方、一世帯当たりの平均人員は、昭和60年調査の3.9人から、令和2年調査の2.78人へと減少傾向が続いています。



参考：国勢調査等

(2) 福島県の平均初婚年齢の推移

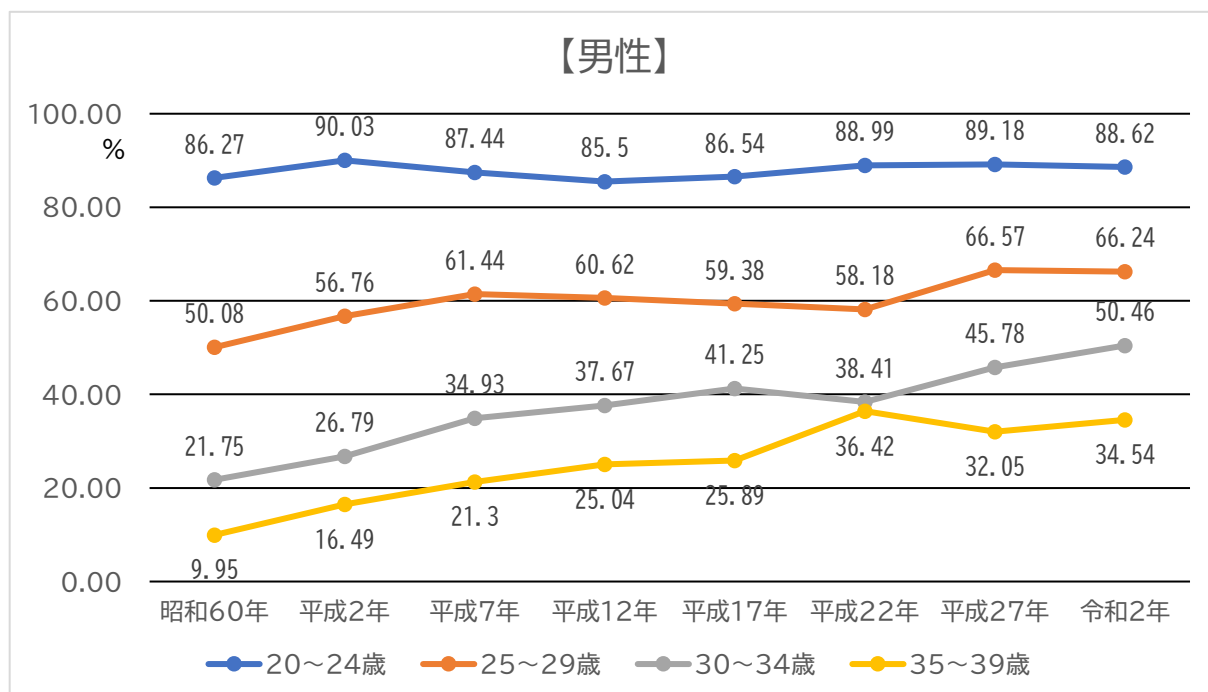
福島県の平均初婚年齢は、昭和60年調査において、夫が27.8歳で、妻が25.3歳となっていました。令和2年調査では夫が30.3歳、妻が28.8歳と晩婚化が進んでいます。



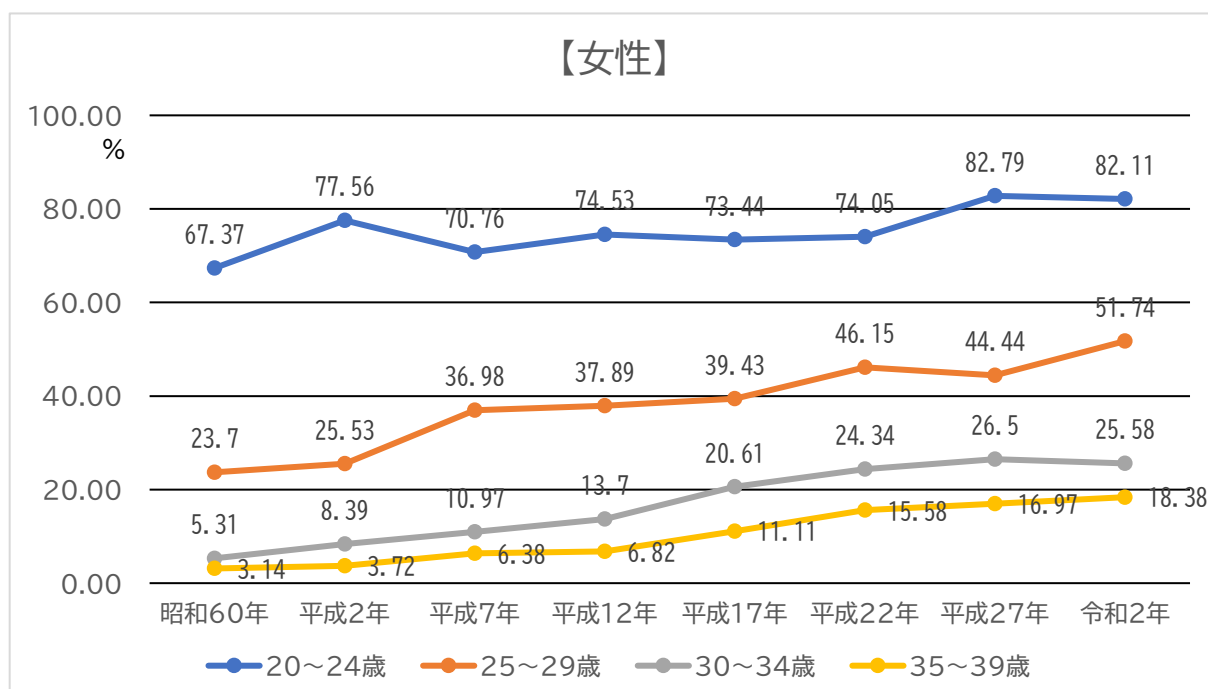
参考：国勢調査

(3) 棚倉町の未婚率の推移

本町の未婚率は、平成27年調査までは各年齢階層で増加傾向が続いておりましたが、令和2年調査では男女とも若い世代は減少傾向にあります。30歳～34歳、35歳～39歳の未婚率は増加傾向にあります。



参考：国勢調査

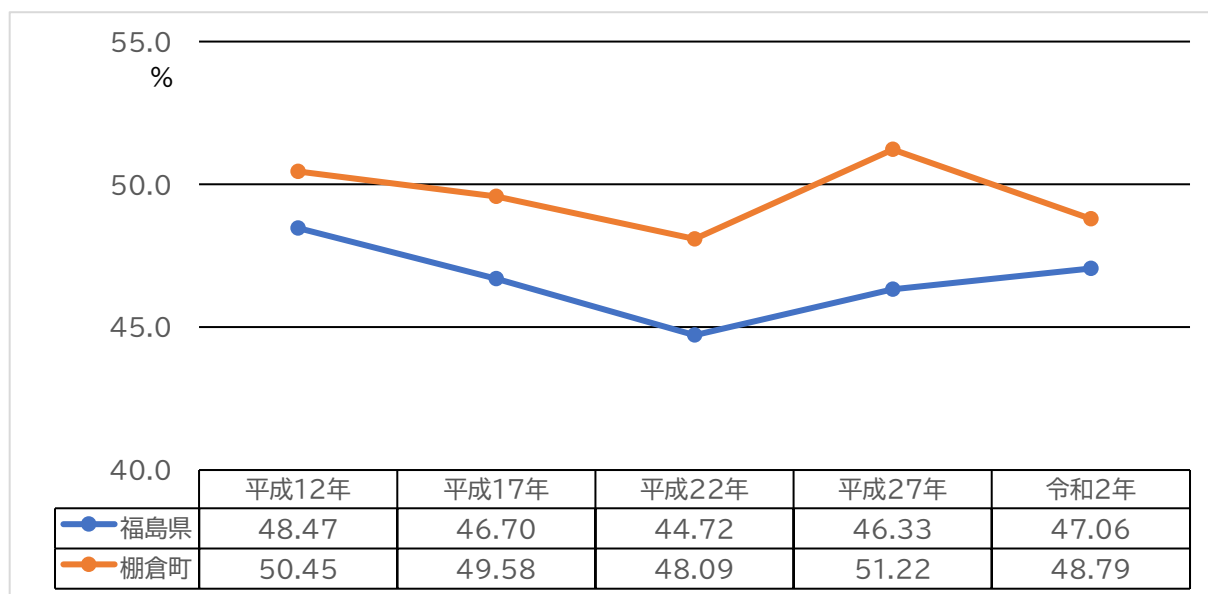


参考：国勢調査

3 就業形態の推移

(1) 棚倉町の女性の就業率の推移

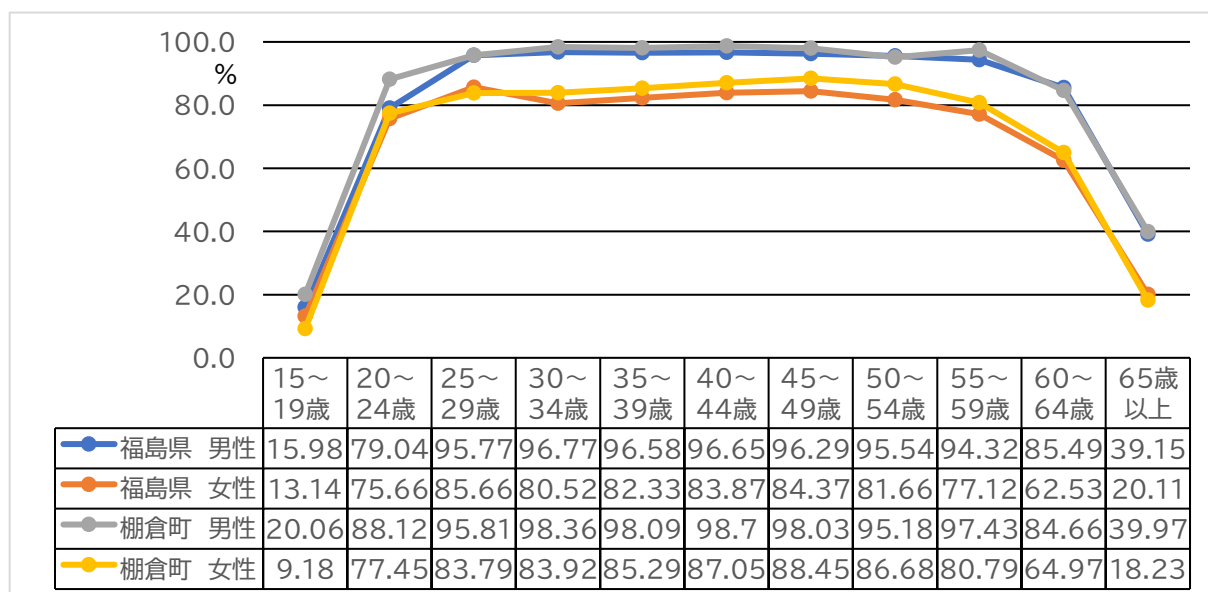
令和2年調査によると、本町の15歳以上の人口は11,630人で、そのうち女性は5,917人、男性は5,713人であり、就業人口は女性2,887人(48.79%)、男性3,783人(66.21%)となっています。女性の就業率は、平成27年調査に比べて2.43%減少しています。福島県全体では46.33%から47.06%と0.73%の増加となっており、比較すると本町は低い伸びとなっています。



参考：国勢調査

(2) 令和2年 棚倉町の年齢階層別就業率

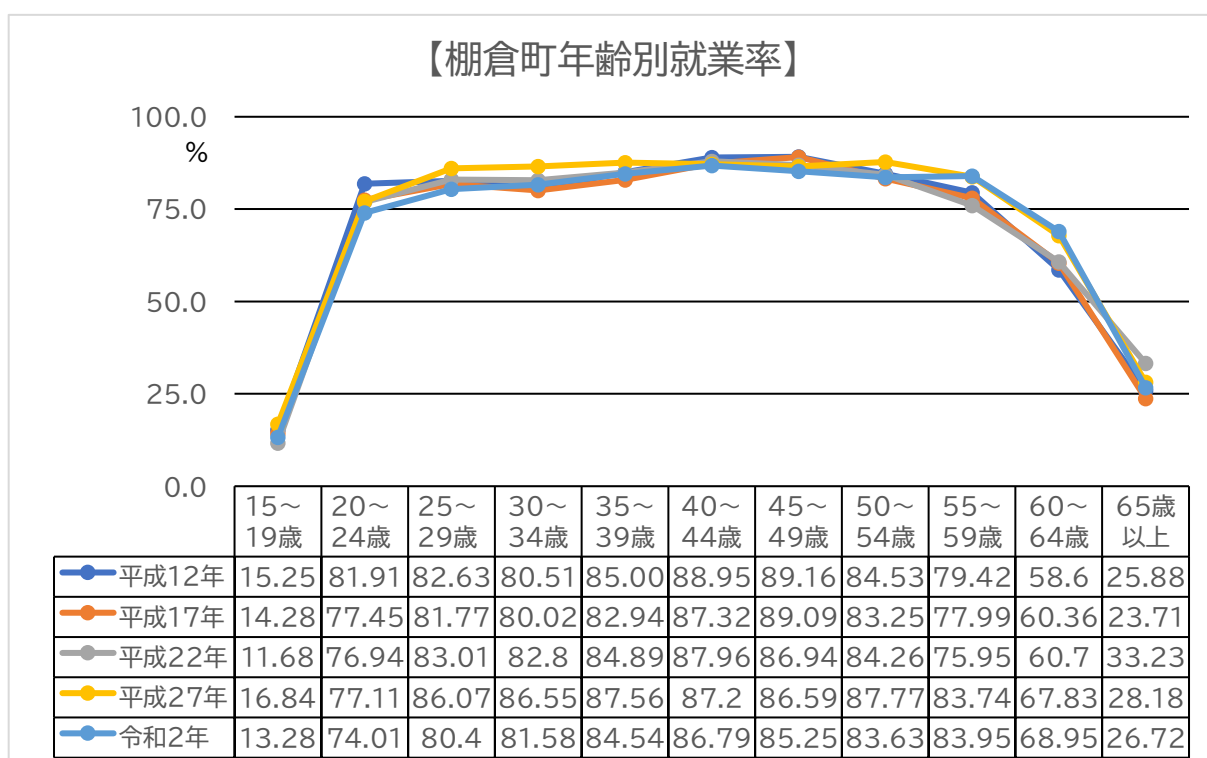
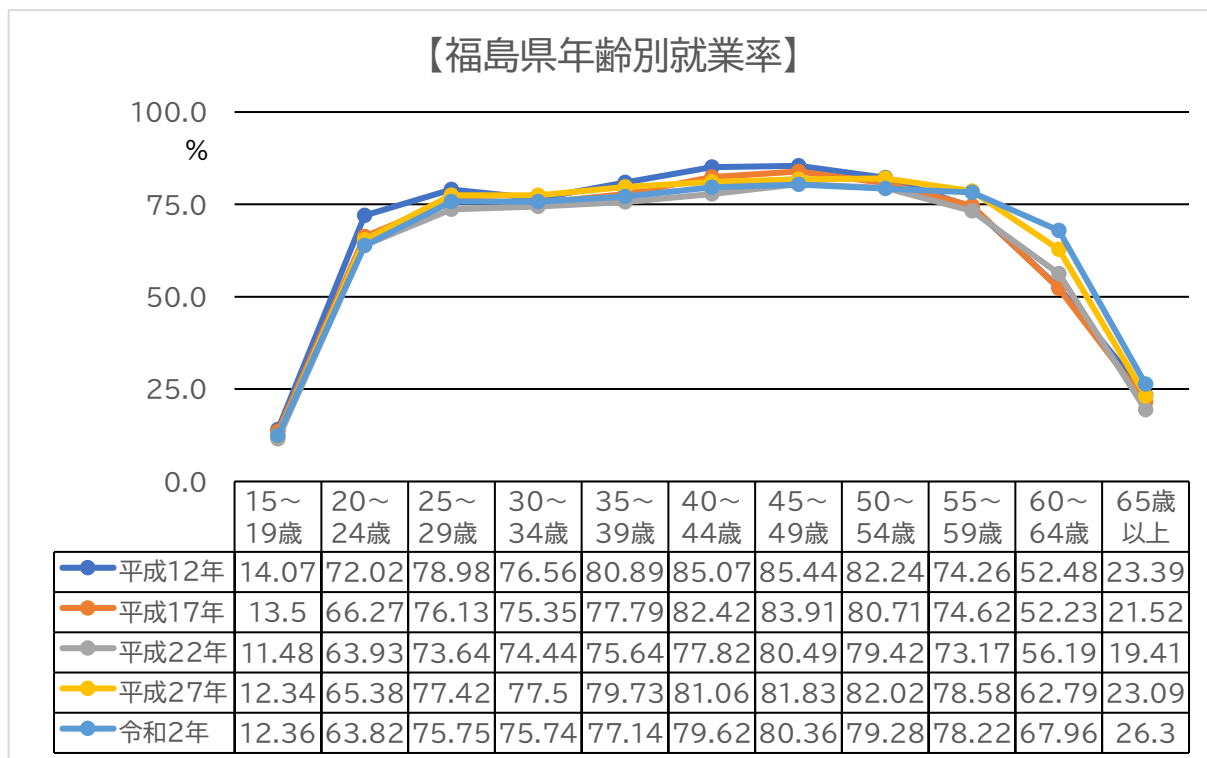
本町の年齢別の就業状況を県全体と比べてみると、19代の就業率は低く、20代以降は高くなっています。特に男性は、20代から各年齢で高い傾向となっており、女性はほぼ福島県と同様の傾向にあります。



参考：国勢調査

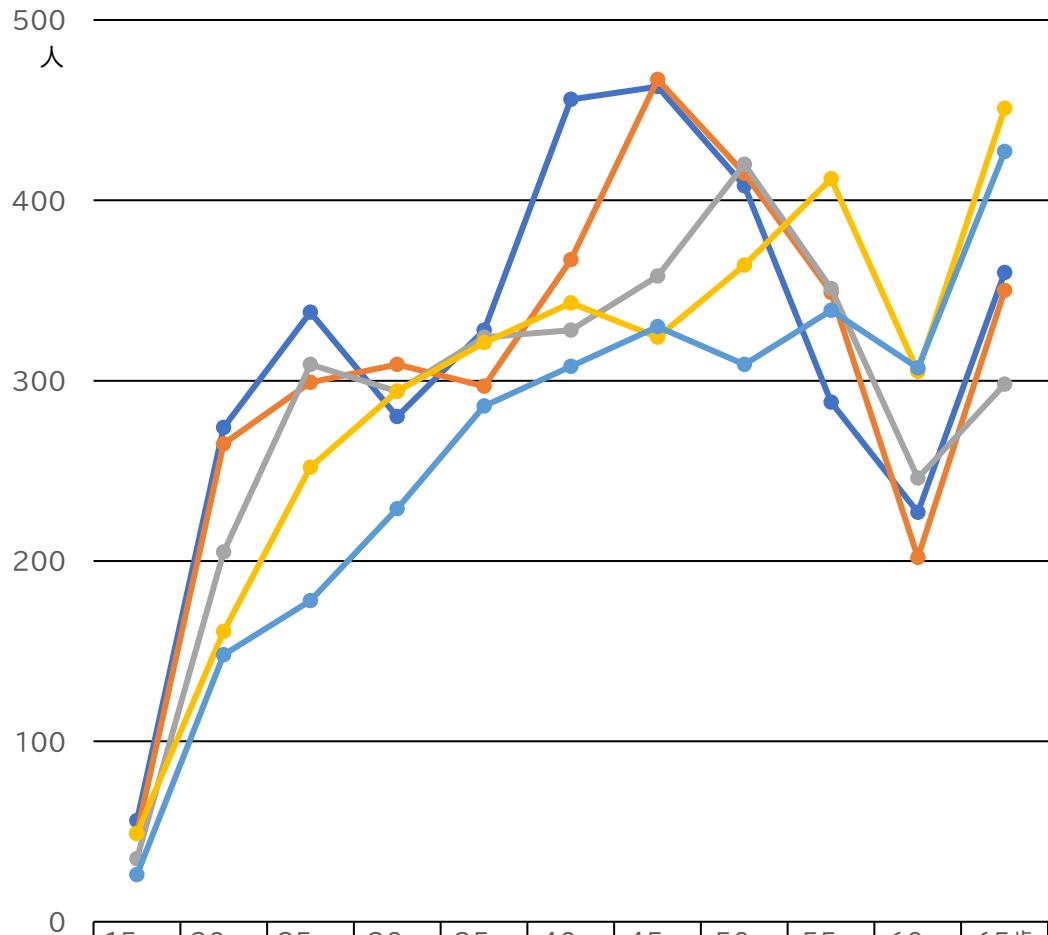
(3) 棚倉町の女性の年齢別就業率及び就業者数

本町と福島県の女性就業率の差は僅少であり、平成27年調査と令和2年調査の比較では、ほとんどの年齢で就業率は横ばいです。



参考：国勢調査

【棚倉町女性の年齢別就業者数】



	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
●平成12年	56	274	338	280	328	456	463	408	288	227	360
●平成17年	49	265	299	309	297	367	467	415	349	202	350
●平成22年	35	205	309	294	324	328	358	420	351	246	298
●平成27年	49	161	252	294	321	343	324	364	412	305	451
●令和2年	26	148	178	229	286	308	330	309	339	307	427

参考：国勢調査

4 多様な分野への男女共同参画の現状

(1) 棚倉町の各種審議会等の女性委員の割合

	審議会等の数	委員等の数	うち女性委員の数	女性委員の割合	女性委員のいない審議会等の数
令和元年度	8	101人	34人	33.7%	3
令和2年度	9	115人	40人	34.8%	3
令和3年度	12	198人	26人	13.1%	5
令和4年度	12	196人	27人	13.8%	4

(2) 棚倉町の町議会議員における女性議員の割合

	町議会議員数	うち女性の数	女性の割合
平成23年度	14人	0人	0%
平成27年度	14人	1人	7.1%
令和元年度	14人	1人	7.1%
令和5年度	14人	2人	14.3%

(3) 棚倉町の行政区長における女性行政区長の割合

	行政区長数	うち女性の数	女性の割合
令和元年度	53人	0人	0.0%
令和2年度	53人	0人	0.0%
令和3年度	53人	1人	1.9%
令和4年度	53人	0人	0.0%

(4) 棚倉町役場における女性管理職の割合

	管理職数	うち女性の数	女性の割合
令和元年度	11人	0人	0.0%
令和2年度	11人	0人	0.0%
令和3年度	11人	0人	0.0%
令和4年度	11人	1人	9.1%

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標 1

地域社会における男女共同参画の実現



【現状と課題】

近年、女性の社会進出により、様々な分野において女性活躍の場が広がってきていますが、政策や意思決定過程への女性の参画は未だ、低水準にとどまっています。男女共同参画の推進をするためには、女性ならではの視点や新たな意見を取り入れていくなど、社会のあらゆる意思決定の場において、男女が共に参画することが不可欠です。

また、「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割分担意識（アンコンシャスバイアス）や固定観念は、地域社会、家庭、職場などに根強く残っています。その結果、女性の活動分野を狭める大きな要因となり、男性の家庭や地域社会への参画を阻む結果になっていることから、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男性が家事や育児など、家庭生活や地域活動に積極的に参画しやすい環境づくりの推進が必要です。

さらに、男女の性別だけでなく、性的マイノリティを含むすべての人の問題として、ジェンダーに基づく偏見や不平等の解消を図るなど、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し、一人の人間として互いに個人を尊重する男女平等の意識を育てるためには、子どもの頃から地域や学校等における男女共同参画意識の涵養と実践教育が重要となります。

男女間における暴力等については、「DV防止法」が制定されましたが、依然として女性への暴力被害は全国的に増加傾向にあります。特に、女性に対する偏見や差別意識によって繰り返されてきた、DVや性犯罪、ハラスメント、ストーカー行為、さらに、近年においては、SNSなどの新たな情報発信媒体の広がりに伴い、暴力の多様化や若年層への拡大被害もみられます。

このようなDVや性暴力などは、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。そのため、暴力を容認しない社会環境の整備が必要であり、かつ、被害が潜在化しないよう被害者が相談しやすい環境づくりや、心身に傷を受けた被害者の立場に立った相談・支援が求められます。

また、社会基盤として重要な役割を果たす自治会活動については、女性が多く参加している一方で、町内会などの地域団体における会長等の役職は、男性がその多くを占めており、女性の参画は低水準にとどまっています。今後、持続可能な地域社会にしていくためには、町民の活動への参画やリーダーとしての女性参画の拡大が必要です。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 政策・方針決定過程への女性参画の促進

性別による偏りをなくし、バランスのとれた社会を形成するためには、男女共同参画の視点と女性の参画が不可欠です。そのため、政策・方針決定の場に男女が共同して参画する機会が確保されるよう、各種審議会等委員への女性の積極的な登用や女性の人材育成を推進します。

なお、本町においては、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進するため、令和4年度の実績で13.8%である審議会等への女性委員の構成比率を、本計画期間内に30%まで引き上げることを目標に掲げます。

また、本町職員については、職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めます。

さらに、各分野において活躍する女性リーダーを育成します。

施策の項目	推進担当課
(1)審議会等委員及び本町職員の管理職等への女性登用の推進	全庁
(2)女性の参画・登用に関する事業者、団体等に対する働きかけ・情報提供	全庁
(3)女性リーダーの育成	全庁

2 男女共同参画社会に向けた意識啓発

町内会や町民活動団体への活動支援、学校教育の場における平等教育や道徳の授業等の実践、本町職員等に対する研修等を実施します。

また、あらゆる年代の町民が、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、講演会を開催するほか、スポーツを通して社会全体の女性活躍を応援するとともに、様々な啓発活動等を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)男女共同参画・多様性の尊重に関する普及啓発	全庁
(2)本町職員等の男女共同参画に関する理解の推進	総務課
(3)人権及び男女共同参画に関する相談体制の推進及び関係機関との連携強化	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

3 あらゆるハラスメントの根絶

女性に対するハラスメントは特に重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いを尊重し、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものであることから、あらゆる場でのハラスメントの防止など、男女が共に働きやすい環境づくりに向けて啓発や研修などの取組を促進します。

また、DVや子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待の防止と暴力事案の早期発見・早期対応ができるよう、今後も地域全体での見守りや福島県・関係機関との連携を密にしながら、相談体制の強化や相談窓口の周知を継続的に行っていくよう努めます。

さらに、DVなどの被害者救済のため、相談体制の充実を図るとともに、警察等関係機関との緊密な連携・協力において、被害者及び関係者の安全確保を最優先とし、被害者ニーズに対応した支援活動の強化に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)あらゆるハラスメントを根絶し、発生を防ぐための意識啓発	全庁
(2)性犯罪など被害者等の相談対応及び関係機関との連携強化	総務課 住民課 健康福祉課 (社会福祉協議会) 子ども教育課

4 地域活動における男女共同参画の促進

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、男女共に多様な年齢層の参画を促進します。

また、子どもや高齢者の見守り、防災・防犯、環境美化など、共助の社会基盤として重要な役割を果たす地域において、都市化の進展や少子高齢化、人口減少といった社会構造の変化に対応し、人と人とのつながりが実感できる良好なコミュニティが維持できるよう支援事業を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)地域活動への参画促進と支援及び情報提供	総務課 住民課 健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

基本目標 2

家庭生活における男女共同参画の実現



【現状と課題】

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解やコミュニケーションを深めることは不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークが推進され、家庭内における役割分担の見直しの契機になっています。

共働き世帯の増加する中、依然として、家庭生活における家事、育児、介護の負担割合には開きがあり、より多くの家事等を女性が担う傾向が見られます。

そのため、共に協力しながら家事等を行うことのできる環境の整備や育児を支えるため、社会的支援体制の整備が求められていることから、男性の家事等参加への理解や意識改革が必要であることに加え、介護を必要とする高齢者等の様々なニーズに対する生活支援策の充実、ひとり親家庭等への必要な情報の提供や助成など、生活の自立に向けた支援事業の推進にも努める必要があります。

さらに、男女が共に健康で元気に過ごすためには、互いの身体的性差についての理解を深めつつ、それぞれの健康状態に応じた適切な自己管理が必要であることから、ライフサイクルを通じて快適な生活ができるよう、思春期、成人期、更年期、高齢期等に加え、女性においては妊娠・出産期等の各時期に応じた健康の保持増進など、生涯にわたる心身の健康支援への取組が必要となっています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 共に築く家庭生活のための意識啓発

すべての町民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、情報提供や意識の啓発を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課
(2)男女が協力し、責任を担っていくための情報及び学習機会の提供	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課

2 育児及び介護に関する社会的支援の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、子育てしながら働き続けられる環境の整備や子育て支援の充実に努めます。

また、育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させることで、本町全体の機運醸成に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)育児及び介護に関する情報提供並びに相談・支援体制の整備	健康福祉課 子ども教育課

3 生涯にわたる心と体の健康づくりへの支援

男女が共に健康で元気に過ごすため、健康教室、健康相談体制の充実を図ります。

また、それぞれのライフサイクルをとらえて快適な生活ができるよう、健康の保持増進が図れる環境の整備に努めます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する考え方を広く社会に浸透させ、男女が正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)生涯を通じた健康の保持・増進の支援及び相談体制の充実	健康福祉課 生涯学習課
(2)妊娠・出産期における母子の健康の確保の推進	健康福祉課
(3)「性と生殖に関する健康と権利」の考え方の浸透・定着	健康福祉課 子ども教育課

基本目標3

幼児教育及び学校教育における男女共同参画の促進



【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等を形成していく必要があり、特に、人格形成期にあたる子どもたちへの教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすことから、極めて重要な役割を担っています。

また、「男女共同参画社会」や「人権問題」について児童・生徒の更なる習熟を深める機会を設けるなど、あらゆる学びの場において男女平等教育の充実が求められています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 男女共同参画に関する理解の促進

幼稚園や学校等における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。

また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した指導及び学校運営	子ども教育課
(2)人とのかかわりを重視した学習及び相談体制の充実	子ども教育課 生涯学習課
(3)教職員、保護者等の男女共同参画に関する理解の促進	子ども教育課

2 キャリア教育の推進

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路又は職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でその能力や個性を発揮できるようキャリア教育を推進します。

また、社会情勢や労働環境の変化に対応し、適切な進路又は職業を選択することができるよう情報提供や意識の啓発を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)キャリア形成のための支援	子ども教育課 生涯学習課

3 健康のための教育の推進

児童・生徒の様々な心身の問題に対応するため、学校における健康のための教育の充実を図ります。

また、健康や性に関して児童・生徒が正しく理解し、かつ、適切に自身の身体を管理することができるよう、適切な教育を推進します。

施策の項目	推進担当課
(1)児童・生徒の心身の健康を保つ学校保健の充実	健康福祉課 子ども教育課

基本目標 4

職場における女性活躍の推進



【現状と課題】

人口減少や少子高齢化を背景として、女性の労働力がますます求められています。

就業は、生活を支える基本的な要素で、個人の自立を図るうえで大きな役割を果たすものであり、特に女性にとっては職場をはじめとする様々な社会形成に参画する機会でもあることから、男女が共に生き生きと働き続けることができる就業環境づくりを進めていくことが必要です。

また、職業生活における活躍の推進には、仕事だけではなく、家事・育児・介護・近隣との付き合いなどの生活も、暮らしに欠かすことができないものであることから、職場全体でワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進し、かつ、多様な生き方・働き方を選択することができる職場環境づくりを推進していくことが必要です。

一方、これまでも、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法的な整備がなされてきましたが、賃金や昇進などの男女間格差は依然として解消されておらず、女性や若年層を中心に「非正規雇用」の割合が増え続けています。男女が共にやりがいや生きがいを持って仕事や家庭生活を送れるよう、長時間労働を特徴とする男性中心型労働慣行の見直しなどの働き方改革や、育児休業・介護休業等取得しやすい職場環境の改善が進むよう、更なる啓発に努めていく必要があります。

また、女性が個性と能力を十分に発揮し、活躍できるような環境整備に向けて、積極的な女性の登用や能力開発を図るため、事業者等への啓発や学習機会の提供などの取組も求められています。さらに、職場における男女の均等な雇用の機会と待遇確保とともに女性の地位向上、職域の拡大、職業能力の向上などにおいて、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進が求められています。

農林業や商工自営業においては、それらに従事する女性の仕事と家事の区別がつきにくく、経営上の位置づけなど経済的地位があいまいな傾向にあることから、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備が求められています。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 職場における女性参画の促進

本町では、職場において、男女の均等な雇用の機会と待遇を実質的に確保することにより、女性が能力を十分に発揮できるよう、「男女雇用機会均等法」に対する理解・遵守を促進します。

また、女性の採用、職域の拡大、管理職への登用について、情報提供等により、事業者等に対し積極的な取組を働きかけます。

施策の項目	推進担当課
(1) ポジティブ・アクションの普及啓発	総務課 産業振興課 生涯学習課
(2) 労働相談・情報提供体制の充実	総務課 産業振興課

2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークなど多様な働き方の推進がこれまで以上に求められており、また、少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展する中で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様で柔軟な働き方が選択できるような制度の整備、働き方の見直しに係る意識啓発に努めます。

なお、事業者等においては、勤務体制の工夫や育児休業取得率の向上、女性の出産後復帰を当たり前とした職場環境の整備など、積極的な取組を行っているところもみられますが、引き続き女性の活躍推進に向けた環境の整備に努め、男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発	健康福祉課 産業振興課 生涯学習課
(2)仕事と家庭の両立を支える各種支援制度の普及促進	健康福祉課 子ども教育課 生涯学習課
(3)育児・介護休業制度の普及啓発及び育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくりの促進	全庁

3 農林業や商工業等の自営業における女性の積極的経営参画の促進

女性の労働が重要な役割を果たしていることを十分認識し、適正な評価が行われるとともに、意欲を持って経営に参画できるとともに、女性の労働条件向上とその持てる力を十分に発揮して地域産業の振興に寄与できるよう、啓発活動や研修機会の充実に努めます。

施策の項目	推進担当課
(1)女性の経営参画を促進するための意識啓発及び支援	産業振興課
(2)起業・事業継承に関する情報提供・相談及び支援	産業振興課

基本目標5

防災における男女共同参画の推進



【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震や津波により東北地方の沿岸部を中心として、広範囲に甚大な人的、物的被害をもたらしました。この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いの配慮等にも大きな課題が残るものであり、災害時における男女共同参画の視点の重要性を再認識させられるとともに、人と人との絆の大切さを実感させられるものでありました。

また、避難所では、特に女性や高齢者、障がい者等が集団生活に不便やストレスを感じるなど、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りとなりました。今後も災害に備えて「性別による違い」に配慮した取組が必要であり、防災に係る意思決定の場に女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、引き続き、男女共同参画の視点や多様な視点での事前の備え、避難所運営、被災者支援等の体制を推進する必要があります。

【男女共同参画の推進に関する施策の方向】

1 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進

男女共同参画の視点から地域における防災への取組を推進していけるよう、多様な人材の参画を促進します。

また、防災に関するあらゆる分野において幅広い視点が求められることから、ダイバーシティ(多様性)に富んだ人材の積極的な参画を推進するとともに、すべての町民が安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、各種支援事業の実施と、関係機関団体等との連携強化を継続して促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)防災会議等へ女性登用の促進	住民課
(2)防災関係機関・団体との連携及び取組の強化	住民課

2 男女共同参画の視点を取り入れた防災の推進

防災の分野において、男女が共に参画できる環境づくりを推進するための啓発事業等を促進します。

また、自主防災組織代表者及び町内に居住する女性を対象とし、災害時の女性の役割や防災における女性の参画・活動等、重要性について研修等を通して広く啓発を促進します。

施策の項目	推進担当課
(1)防災意識の普及啓発	住民課

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

あらゆる分野における男女共同参画を推進するため、本町のすべての事業において、男女共同参画の視点に配慮します。

また、町民、事業者、行政区及び関係団体等の理解と協力を得るとともに、地域社会、家庭、学校、職場などにおいて、町民及び事業者等の自主的な活動や男女共同参画社会の実現に向けた取組への積極的な参加を働きかけます。

さらに、国や福島県等と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

(1) 男女共同参画推進本部の設置

男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策に対し、男女共同の視点を反映させるよう努めるとともに、男女共同参画社会の実現に向け計画的かつ効果的に事業を推進するため、「棚倉町男女共同参画推進本部」を設置し、庁内の総合的な調整と進行管理を行います。

(2) 男女共同参画推進町民会議の設置

男女共同参画社会の形成を目指すため、有識者や関係団体、町民などからなる「棚倉町男女共同参画推進町民会議」を設置し、行政、町民、各種団体及び事業所における取組状況などについての情報や意見を交換するとともに、男女共同参画の推進に関する調査、審議及び評価を行い、地域社会、家庭、学校、職場などが一体となった効果的な行政施策の推進を図ります。

(3) 町民及び諸団体等との連携

町民、事業者、行政区及び関係団体等との協働・連携を図り、男女共同参画意識の啓発と施策の円滑な推進を図ります。

(4) 国・県等との連携

男女共同参画推進に係る問題は、広範多岐にわたっていることから、国・県、近隣自治体及び関係機関との連携と相互協力体制の強化を図ります。

(5) 計画の進行管理

事業実施推進状況を検証・評価し、次の施策に生かすことにより効果的な推進に反映させるとともに、町民が男女共同参画に関心を持つよう、評価の結果を公表するなど適切な進行管理を行います。

2 計画の目標指標

第3次男女共同参画計画の目標値

項 目		現状値 (R6.4)	目標値 (R17.4)
基本目標 1	審議会等委員における女性の割合	13.8%	30%
	町職員管理職の女性の割合	9.1%	30%
基本目標 2	保育園待機児童	3人	0人
	特定保健指導実施率	57.4%	60%
基本目標 3	幼小中学校のPTA会長の男女比率	男 女 7:1	男 女 5:3
	学校運営協議会における女性の割合	29.8%	40%
基本目標 4	町職員における男性育児休業取得率 (1週間以上の取得率)	33.3%	100%
	小規模(小商い)女性経営者数	88人	100人
基本目標 5	地域防災会議における女性の割合	0%	30%
	女性消防団員数	3人	5人

参考資料

1 棚倉町男女共同参画基本計画策定委員会 委員名簿

委員任期 令和6年12月1日～令和7年3月31日

No.	役職名	氏 名
1	委員長	秋山 篤子
2	副委員長	和田 圭太
3	委 員	中野 喜久枝
4		緑川 幸代
5		門馬 さゆり
6		大塚 勇也
7		緑川 正

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同一一年一二月二二日同第一六〇号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が

男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

3 男女共同参画政策に関する行政関係年表

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議(於 メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)	国連婦人の十年 一九七六年から一九八五年	民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 (昭和 54 年)		国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980 年 (昭和 55 年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議 (於コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)
1981 年 (昭和 56 年)		「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定 婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982 年 (昭和 57 年)			
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人の地位と福祉の向上のための 福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正(父母両系主義)	
1985 年 (昭和 60 年)		「国連婦人の十年」最終年世界会議 (於 ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24 団体加入)
1986 年 (昭和 61 年)	婦人問題企画推進有識者会議開催 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施	

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1987 年 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 (高等学校家庭科男女必修(平 成 6 年))	「婦人の地位と福祉の向上のた めの福島県計画」見直し
1988 年 (昭和 63 年)			「婦人の地位と福祉の向上のた めの福島県計画」改訂
1989 年 (平成元年)			
1990 年 (平成 2 年)	国連経済社会理事会で「ナイロ ビ将来戦略の実施に関する見 直しと 評価に伴う勧告」採択		
1991 年 (平成 3 年)		「西暦 2000 年に向けての 新国内行動計画」(第一次改 定) 目標年度:平成 12 年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設 置 婦人問題推進会議を「婦人問題 企画 推進会議」と名称変更
1992 年 (平成 4 年)		育児休業法施行初の婦人問題 担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993 年 (平成 5 年)	国連総会「女性に対する暴力の 撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに 関する推進体制の整備につい て」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター(仮称)整備検 討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会 32 団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度:平成 12 年度
1994 年 (平成 6 年)	国際人口・開発会議 (於 カイロ)	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」の施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性 問題企画推進会議」と名称変更
1995 年 (平成 7 年)	第 4 回世界女性会議開催「北 京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改 正(介護休業) ILO156 号条約批准(家族責 任を有する労働者の機会等の 均等)	女性総合センター(仮称)基本構 想策定
1996 年 (平成 8 年)		「男女共同参画ビジョン」答申 (男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定	女性総合センター(仮称)基本計 画策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
1997 年 (平成 9 年)		「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998 年 (平成 10 年)		「男女共同参画社会基本法案」を国会に提出	女性総合センター(仮称)着工
1999 年 (平成 11 年)		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行	「男女共同参画に関する意識調査」実施
2000 年 (平成 12 年)	国連特別総会 「女性 2000 年会議」開催 (於ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 「第 1 次男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為の規制に関する法律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミット 2000 開催 (於 会津大学) 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」(H13～H22)策定
2001 年 (平成 13 年)		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行	県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止
2002 年 (平成 14 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催 (於 男女共生センター)

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2003 年 (平成 15 年)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定「男女共同参画社会の将来像」検討会開催第 4・5 回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004 年 (平成 16 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催(於 男女共生センター) 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
200 年 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催 (於 ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第 2 次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 (於 ビッグパレット) 「ふくしま男女共同参画プラン」(H18～H22)改訂
2006 年 (平成 18 年)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業 「めざせ、理工系ガール」開催 (於 会津大学)
2007 年 (平成 19 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 (於 男女共生センター)
2008 年 (平成 20 年)		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009 年 (平成 21 年)		DV 相談ナビ開始 平成 21 年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」(H22～H26)改定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2010 年 (平成 22 年)	第 54 回国連婦人の地位委員会 (北京+15)開催 (於 ニューヨーク)	我が国初の APEC 女性リーダ ーズネットワーク(WLN)会合 開催 「第 3 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生センター開館 10 周年
2011 年 (平成 23 年)		女子差別撤廃委員会最終見解 に対するフォローアップ報告の 提出(8 月) 女子差別撤廃委員会最終見解 に対するフォローアップ報告 (8 月) についての同委員会評価採択 (11 月)	
2012 年 (平成 24 年)	APEC 女性と経済フォーラム開 催 (於 サントペテルブルク)	「女性の活躍による経済活性 化」行動計画「働く「なでしこ」 大作戦」策定	人権男女共生課と青少年育成室 が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」 (H25～H32)改定
2013 年 (平成 25 年)		「男女共同参画の視点からの 防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラム の開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法 律」改正	
2014 年 (平成 26 年)	国連アジア太平洋経済社会委員 会(ESCAP)においてアジア太 平洋地域の男女共同参画の推 進状況のレビュー実施世界経済 フォーラム年次会議冒頭演説 で、安倍総理が、「2020 年まで 指導的地位にいる 3 割を女性 にする」旨宣言	第 186 回国会施政方針演説 (内閣総理大臣)で、①全ての 女性が活躍できる社会を創る ②女性を積極的に登用し、国 家公務員の採用を 28 年度か ら全体で 3 割にすると発言 女性の活躍促進に向けた公共 用達及び補助金の活用に関す る取組指針決定	
2015 年 (平成 27 年)	第 59 回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合開催 (於ニューヨーク) 第 3 回国連防災会議開催 (於仙台)	「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」成立 「第 4 次男女共同参画基本計 画」策定	男女共生課に改編
2016 年 (平成 28 年)			「ふくしま女性活躍応援会議」設 立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」 (H29～R2)改定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き(年度で掲載)
2017 年 (平成 29 年)	国際女性会議 WAW!開催 (於東京都) G7 男女共同参画担当大臣会合 開催 (於イタリア)		「ふくしま女性活躍応援会議幹事 会」設立
2018 年 (平成 30 年)		「政治分野における男女共同 参画の推進に関する法律」成 立	
2019 年 (平成 31 年、 令和元年)		「女性の職業生活における活 躍の推進に関する法律」一部 改正	
2020 年 (令和 2 年)		「第5次男女共同参画基本計 画」策定	
2021 年 (令和 3 年)		「政治分野における男女共同 参画男女虚の推進に関する法 律」改正	「ふくしま男女共同参画プラン」 (R4～R12)改定
2022 年 (令和 4 年)			
2023 年 (令和 5 年)			

6 用語の解説（50音順）

（内閣府「男女共同参画関連用語」等から抜粋）

用語	解説
アンコンシャスバイアス	「無意識の偏見」「無意識の思い込み」。性別、国籍、年齢などによる偏見など、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏り・思い込みを表す。ダイバーシティを推進させるためには、相手とのコミュニケーションを通して、さまざまな場面でもたらされるアンコンシャスバイアスの影響を削減することが不可欠。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。インターネット等を通じて、人とひとのつながりの場を提供するサービスのこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務等」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考えのこと。
ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことによる怨念の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対してつきまとい等を繰り返して行う者。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障がいなどの人々のことをいいます。 「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」をいうが、女性問題としては、夫婦や恋人など親密な関係にある男女間で起こる暴力をいう。単に殴る蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる、無視するといった精神的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。
テレワーク	ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
ハラスメント	本人の意図に関係なく、他者に対する発言や行動等が相手を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、脅威を与えること。 厚生労働省の指針や提言では、職場におけるハラスメントに関して、セクシュアル・ハラスメントのほかに、職務上の地位や人間関係等の職場での優位性を背景に、業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為や、妊娠・出産、育児や介護のための制度の利用等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動について規定している。 ※ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等

ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号において、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義されている。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。
リプロダクティブ・ヘルス／ ライツ(性と生殖に関する 健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成 6 年(1994 年)の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成 7 年の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がされなければならない。」とされている。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和がとれた状態で、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるような社会を目指している。

第3次たなぐらまち男女共同参画計画

策 定 令和7年 3月

発 行 福島県 棚倉町

編 集 棚倉町教育委員会 生涯学習課